ITERジャイロトロン用 7T超電導マグネットシステムの購入

Procurement of superconducting magnet systems for ITER gyrotron

仕 様 書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 那珂フュージョン科学技術研究所 ITERプロジェクト部 RF加熱開発グループ

目次

1	. —я 1.1	股仕様 件名	
	1.2	目的	4
	1.3	契約範囲	4
	1.4	実施場所	5
	1.5	納期	5
	1.6	納入場所及び納入条件	5
	1.7	検査条件	6
	1.8	是出図書	6
	1.9	支給品及び貸与品	9
	1.10	機密保持、技術情報及び成果の公開	10
	1.11	品質保証	10
	1.12	打合せ、ホールドポイント、立会い、監査	13
	1.14	安全管理	15
	1.15	特記事項	15
	1.16	知的財産権等	16
	1.17	免税輸入	16
	1.18	グリーン購入法の推進	16
	1.19	協議	16
2		析仕様 全体構成	
		取付環境	
		7T 超電導マグネットシステムの仕様	
		試験:検査	
		打ち合わせ議事録	

2.7	調達作業の遂行と作業許可及び通知	. 21
2.8	設計変更要求	. 22
2.9	不適合事項の報告	. 22
2.10	〕 添付書類	. 22

1. 一般仕様

1.1 件名

ITER ジャイロトロン用 7T 超電導マグネットシステムの購入

1.2 目的

核融合実験炉イーター(ITER)では、電子サイクロトロン加熱・電流駆動装置を用いて核融合プラズマ中の電子加熱及び電流駆動の制御を行うこととしている。その電磁波源が、周波数170ギガヘルツ・出力1メガワットのITERジャイロトロンである。ITER計画のベースライン改正(ベースライン2024)が発表され、電子サイクロトロン加熱・電流駆動装置は従来の24系統から80系統の大幅な増強が決定された。国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「QST」という。)は、20系統分のジャイロトロンを増強するために、イーターが資金提供するイータータスク契約(以下「ITA」という。)を締結した。これまでQSTは、ITERジャイロトロンに関する調達取り決め(以下「PA」という。)を進めてきた。長期間のITERジャイロトロンの開発研究を経て、先の24系統のうち8系統のITERジャイロトロン実機の製作・性能実証を完遂し、全てITER機構に輸送し、現在は据付作業が進められている。

ジャイロトロンは、超電導マグネットが作る強磁場中で電子銃から加速された電子ビームの回転エネルギーの一部を空胴共振器で電磁波に変換する装置である。この電子ビームの性能は、超電導マグネットの作る磁場分布と電子銃部に印加される高電圧が作る電界分布で決定されるため、マグネット設計と電子銃設計は不可分である。そのため、ITERジャイロトロン実機の増産にあたり、使用する7T超電導マグネットも同一のものでなければならない。加えて、マグネットシステムを遠隔制御するため、制御インタフェースも同じでなければならない。

本件では、ITAに基づきITERジャイロトロン実機を増産するため、ITERジャイロトロン用7T超電導マグネットを購入するものである。

1.3 契約範囲

1.3.1 契約範囲内

- 1) ITERジャイロトロン用7T超電導マグネットシステムの購入
 - (1) 7T超電導マグネット本体(JASTEC、JMTD-7T240)

20台

- (2) マグネット励磁用付属品
- 各20式
- 動磁用電源(メインコイル用・補助コイル用の2台で1式)
- インターロックユニット
- 圧縮機ユニット
- 温度モニター
- 各種ケーブル及びホース類

- メンテナンス工具
- (3) オイル受け 各20式
 - オイル受け
 - オイル受け蓋
 - 0リング
 - 付属支持部品: 六角ボルト M6x30(SUS-304)-16本、

:スプリングワッシャーM6用(SUS-304)-16枚

: ワッシャー M6用(SUS-304)-16枚

- ※ ITERジャイロトロンと同じ磁場分布が必須であるため、7T超電導マグネット本体は相当品不可。また、励磁用電源、インターロックユニット、圧縮機ユニットに関しても、廃盤やリコール対象、機能向上による更新品を除いて相当品不可とする。
 - 2) 試験検査の実施
 - 3) 物品の製作・組立・試験検査に係る書類の作成
 - (1) 提出図書一式(1.8項の通り) 1式
- 1.3.2 契約範囲外
 - 1.3.1項の契約範囲内に記載なきもの
- 1.4 実施場所

受注者事業所内

- 1.5 納期
 - (1) 1台目:2026年(令和8年)7月30日
 - (2) 2台目: 2026年(令和8年) 9月30日
 - (3) 3台目:2026年(令和8年)11月30日
 - (4) 4台目:2027年(令和9年)1月29日
 - (5) 5台目: 2027年(令和9年)3月30日
 - (6) 6台目:2027年(令和9年)5月28日
 - (7) 7台目:2027年(令和9年)7月30日
 - (8) 8台目:2027年(令和9年)9月30日
 - (9) 9台目: 2027年(令和9年) 11月30日
 - (10) 10台目: 2028年(令和10年)1月28日
 - (11) 11台目: 2028年(令和10年)3月30日
 - (12) 12台目: 2028年(令和10年)5月30日
 - (13) 13台目:2028年(令和10年)7月28日

- (14) 14台目: 2028年(令和10年)9月29日
- (15) 15台目: 2028年(令和10年) 11月30日
- (16) 16台目:2029年(令和11年)1月30日
- (17) 17台目: 2029年(令和11年)3月30日
- (18) 18台目: 2029年(令和11年)5月30日
- (19) 19台目: 2029年(令和11年)7月30日
- (20) 20台目: 2029年(令和11年)9月28日

1.6 納入場所及び納入条件

(1)納入場所

茨城県那珂市向山 801-1

QST 那珂フュージョン科学技術研究所(以下「那珂研」という。)

JT-60 付属実験棟

(提出図書)

(紙媒体) QST 那珂研 RF 加熱開発グループ担当者 (電子媒体) QST 那珂研 JADA 文書管理センター

(2)納入条件

持込渡し

1.7 検査条件

1.5項に示す納入場所に納入後、員数検査及び第2章に定める試験検査並びに提出図書が合格していることをQSTが確認したときをもって検査合格とする。

1.8 提出図書

受注者は、表 1 に記す図書を QST に提出すること。提出図書は A4/A3 サイズであること。図面・スケッチ・購入仕様書・設計計算書等の技術文書は QST が確認した場合でも、受注者は適切な契約履行の責任を負うものとする。

- (1) 提出図書は、電子ファイル及びハードコピーを提出すること。ただし、図書の電子化については、放射線透過試験用フィルム等のように電子化することにより情報が失われる恐れのあるものや QST の了解を得たものは不要とする。
- (2) 提出図書のうち、日本語版のほか英語版も要する図書は、和英併記でも可とする。日本語版・英語版それぞれ作成した場合は英語版を正とする。
- (3) 英語への翻訳における誤訳は、受注者の責任とする。
- (4) QST の確認不要の図書についても、QST より修正の指示があれば速やかに対応すること。

表 1 提出図書の一覧

		· · ·	走出凶者	T			
		電子フ 	アイル	電子ファイル	ハード	コピー	QST の
図書名	提出期限			形式	提出	部数	確認要否
		和文	英文		和文	英文	唯心女口
品質計画書(QP)※	契約後3週	1 部	1 部	MS-Office	1 部	1 部	要
1	間以内			2003 以降また			
				は PDF			
トレーサビリティ	契約後3週	1 部	なし	MS-Office	1 部	なし	要
実施要領書※2	間以内			2003 以降また			
				は PDF			
製作工程表	契約後4週	1 部	なし	MS-Office	1 部	なし	要
	間以内			2003 以降また			
				は PDF			
製作試験計画書	製作着手	なし	1 部	MS-Office	なし	1 部	要
(MIP) ※1	前			2003 以降また			
				は PDF			
確認図	製作着手	1 部	1 部	CATIA V5 また	1 部	1 部	要
	前			は PDF			
ミルシート※3	製作着手	1	部	PDF	1	部	要
	前						
組立て作業要領書	組立作業	1 部	1 部	MS-Office	1 部	1 部	要
	着手1ヶ月			2003 以降また			
	前			は PDF			
試験検査要領書	試験検査	1 部	1 部	MS-Office	1 部	1 部	要
	開始前			2003 以降また			
				は PDF			
立会い申請書	立会い日の	1 部	なし	MS-Office	1 部	なし	不要
	10 暦日以			2003 以降また			
	上前			は PDF			
逸脱許可申請書	許可を要	1 部	1 部	MS-Office	1 部	1 部	要
(DR) ※1	求する必			2003 以降また			
	要が生じ			は PDF			
	た時、直ち						
	に。						
	1	l	1	1		ı	1

不適合報告書	報告すべ	1 部	1 部	MS-Office	1 部	1 部	要
(NCR) <u>%</u> 1	き事項が	· HP	. нг	2003 以降また	. нь	. 412	•
	生じた時、			はPDF			
	エ O た 的 、 5 暦日以内			16 1 01			
	に。						
リリースノート※	納入時	なし	1 部	MS-Office	なし	1 部	要
	附八时	なし	(1 [1])		なし	(d <u>1</u>	安
1				2003 以降また			
- h FA A D (+ - + -	- 1 5 1 4	4 4-	4 4-	は PDF	0 +=	O +=	
試験検査成績書 	試験検査	1 部	1 部	MS-Office	2 部	2 部	要
	終了後速			2003 以降また			
	やかに			はPDF			
設計計算書	納入時	1 部	1 部	MS-Office	3 部	3 部	不要
				2003 以降また			
				は PDF			
完成図	納入時	1 部	1 部	CATIA V5	3 部	3 部	不要
進捗報告書	毎月末	1 部	なし	MS-Office	1 部	なし	不要
				2003 以降また			
				は PDF			
打合せ議事録	打合せ後 1	1 部	なし	MS-Office	1 部	なし	要
	週間以内			2003 以降また			
	1=			は PDF			
再委託承諾願※4	作業開始 2	なし	なし	機構指定様式	1 式	なし	 要
	週間前ま						
	で						
—————————————————————————————————————	報告すべ	1 部	1 部	MS-Office	1 部	1 部	要
	き事項が			2003 以降また			
	生じた時、			は PDF			
	5 暦日以内						
	I= .						

※1:QSTが指定するフォーマットに記入すること。

※2:品質計画書(QP)に含めてもよい。

※3:写しでも可とする。和文·英文は問わない。

※4:下請負等が発生する場合、QST 指定様式で提出すること。提出後、2週間以内に QST から変更請求をしない場合は、自動的に受理したものと見なす。

(提出場所)

QST 那珂研 JT-60 付属実験棟

なお、文書管理のため下記にも e-mail にて提出図書 1 部を送付すること。

QST 那珂研 文書管理センター

e-mail: iter-dmc@ml.qst.go.jp

(確認方法)

「確認」は次の方法で行う。

QST は、確認のために提出された図書を受領したときは、確認日を記載した確認印を押印して保存する。確認時に修正及び再検討の必要がある場合には、修正や再検討を指示し、再提出されたものを確認する。また、確認日までに審査を完了し、受理しない場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは、受理したものとする。この確認は、確認が必要な書類 1 部をもって行うものとし、受注者は、QSTの確認後、残りの書類のコピーを QST へ送付するものとする。

ただし、「再委託承諾願」は、QST確認後、書面にて回答するものとする。

(電子ファイルによる提出に関する留意点)

電子データを、CD-R や DVD 等のメディアに記録して提出する場合は、メディアのラベルを付し、黒色インクで以下の情報を記入すること。

- a) 契約番号と契約名を含んでいる機器
- b) 記録されているデータの名前、タイプ、サイズ
- c) 記録日
- d) 会社名とデータ保管者名
- e) ウイルスチェック責任者の署名

提出する図書の電子ファイルは、下記の要求事項に従いウイルスチェックを実施すること。

- a) ウイルスチェック済みの新規メディアのみ使用すること。
- b) 使用するウイルスチェック用ソフトウエアの種類、更新の頻度または更新日に ついて QST と合意すること。
- 1.9 支給品及び貸与品
- (1) 支給品

無し

(2) 貸与品

無し

1.10 機密保持、技術情報及び成果の公開

(1) 機密保持

受注者は、本業務の実施に当たり、知り得た情報を厳重に管理し、本業務遂行以外の目的で、受注者及び下請け会社等の作業員を除く第三者への開示、提供を行ってはならない。このため、機密保持を確実に行える具体的な情報管理要領書を作成し、これを厳格に遵守すること。

(2) 技術情報及び成果の公開

受注者は、本業務の実施に当たり、知り得た情報・成果のうち、QSTが機密情報でないと認めた情報、成果については、あらかじめ書面により QST の承認を得ることで、第三者へ開示できることとする。また、QST が本契約に関しその目的を達成するため、受注者の保有する機密情報ではない技術情報を無償で QST に提供するものとする。

1.11 品質保証

- ・本契約の品質保証に係る要求事項は、別紙-1「イーター調達取決めに係る 調達契約の品質保証に関する特約条項」に定められたとおりとする。
- 受注者は、本契約の履行にあたり次に定める品質保証活動に係る要求事項を文書化された手順により確立し、作業を行うこと。この手順には、受注者の品質保証プログラム(品質マニュアル)を適用しても良い。なお、受注者は、QSTから要求があった場合には、本契約の適切な管理運営を証明するために必要な文書及びデータを提供すること。

受注者の管理すべき品質保証要求事項

(本契約の履行に係る項目のみ適用する。)

- (1) 業務実施計画
- (2) 契約内容の確認(変更管理を含む。)
- (3) 設計管理
- 設計レビュー
- · 設計変更管理
- (4) 購買管理
- (5) 製作管理
- · 工程管理
- · 特殊工程の管理
- · 識別及びトレーサビリティ
- · 支給品の管理

(6) 試験検査

- · 試験検査の管理
- · 試験計測機器の管理
- (7) コンピュータプログラム及びデータの管理
- (8) 不適合の管理
- (9) 作業従事者の力量
- (10)文書及び記録管理
- 受注者は製作機器の内、受注者が使用する下請け業者についても品質保証活動を保証すること。下請け業者がこれを満たさなかった場合、受注者は下請け業者の施設等において品質を確立/維持するために必要な全ての活動の責任を負うものとする。
- ・ITER用に製作する機器の品質分類の等級に基づき、表2に記す要求事項がある。ただし、ITERジャイロトロン部品は品質クラス3であり、SR機器である。

表 2 品質分類の等級に基づく要求事項の一覧

	次 2 品質が無い クラス 1.		<u>クラス 2.</u>		クラス 3.
許 容 さ れ る 原 全 ク ラ ス	SIC-1/SIC-2/SR/ NSR	SIC- 2	SR/NSR	SR	NSR
設計	設計レビューと独立核 含む設計管理	食証を	設計レビューと を含む設計管理		当事者間の他 の合意が無い 限り、設計レビ ューは不要
ソフトウエア	ライフサイクル管理 設計、運転に使用する ウエアの許容		使用するソフト アの同定と妥当 認		他の合意が無 い限り特に要 求はない
納入される 最低限の文 書及び記録	表3による		表3による		表3による
実施者の 監視	品質及び監視を含む の監査	実施者	サイト内での L 一に限定	/ビュ	当事者間の他 の合意が無い 限り、監視は不 要
測 定 及 び 検査装置	松正された測定及八緒舎				妥当性確認の ための構成さ れた M&TE の 管理
溶接の最低 限の非破壊 検 査 (N.D.E.) ^(3,4.5)	100 %目視、表面及 び体積検査		目視及び表面検 %体積検査		目視, 10 %表面及 責検査

特殊工程 (溶接、ブレ ージング, N.D.E.) 要 員の能力 及び訓練	作業員の力量及び	教育訓練の記録の作成・	維持	
 QA 要求事	特殊工程及び検査に関する	特殊工程及び検査に	必要に応じた	
項	図書の品質管理の代表者の	関する品質管理の代	品質管理の代	
^	承認	表者の確認	表者の確認	
	注記: (1) クラス 4 のシステム及び機器は特段の QA 要求事項はない。 (2) '独立'とは、基の設計者に含まれない個人、グループ、部署、部門を意味する。'独立'はまた第三者機関を指してもよい。 (3) 製作に適用されるコードあるいはイーター機構が承認した文書が契約の技術仕様に含まれない場合のみ、この要求が適用される。 (4) 体積検査が適用できない部分には、イーター機構の同意の上で、製品サンプルを使用することができる。 (5) 溶接された恒久的な吊り上げ部材は、吊り上げの前後で 100%のN.D.E.検査を実施すること。			

原子力安全クラスの定義

SIC-1:ITER の安全な状態を維持するための設備、機器、システム

SIC-2:インシデント及びアクシデントを防止し、検出し、緩和するための機器で SIC-1 に含まれないもの

SR: 安全に関係があるが、その機器の故障がいかなる安全機能にも影響を及ぼさないもの

Non-SIC: その他

表 3 品質分類に基づく提出書類

	表3 品質分類に基づく提出書類				
項目	クラス 1	クラス 2+SR/NSR	クラス 3+NSR		
	クラス 2+SIC 2	クラス 3+SR	7 7 X 3+N3N		
	① 品質計画書	① 品質計画書	① EN10204 Type		
	② 製造及び検査計画	② 製造及び検査計画	2.1(またはそ		
	書	書	れと同等)に基		
	③ 要領書類	③ リリースノート	づく適合性の		
	④ 計算ノート(設計が	④ 製作図	認定(=検査		
提出する最低	含まれる場合)	⑤ 材料認定及び検査	成績書) ^注		
限の文書及び	⑤ 作業手順	の文書:EN10204			
記録	⑥ 特殊工程の品質(該	Type 3.1(またはそ			
直し 业水	当する場合)	れと同等)に基づく			
	⑦ 作業員の技量	機器及び設備の追			
	⑧ 製作図	跡可能な文書(=検			
	⑨ リリースノート	査成績書) ^注			
	⑩ 適合性の認定				
	① 材料認定及び検査				

の文書: EN10204	
Type 3.1(またはそ	
れと同等)に基づく	
機器及び設備の追	
跡可能な文書(=検	
査成績書) ^注	

注記:検査成績書に要求される内容

- EN10204 Type 3.1
- 供給する製品が要求事項を満足していることを宣言する製造者によって作成 された検査結果を含む文書
- 文書は、製造部門から独立した製造者のオーソライズされた検査員により検証される。
- EN10204 Type 2.1
- 供給する製品が要求事項を満足していることを製造者が宣言する検査結果を 含まない文書
- 1.12 打合せ、ホールドポイント、立会い、監査
- 1.12.1 打合せ
 - (1) 受注者は、QSTと常に緊密な連絡を保ち、毎月1回程度の打合せを行うこと。本仕様書の解釈並びに機器の設計・製作に万全を期すものとする。打合せの形態は、テレビ会議、電話会議も含めるものとする。
 - (2) 受注者は、必要に応じて、機器製作者及び作業実施者(下請け等本仕様の 一部分等を再発注した場合の契約相手先)の技術者を打合せに出席させる ことができるものとする。
 - (3) これらの打合せには、イーター機構の代表者又はイーター機構から委託された第三者機関の要員が参加することができるものとする。
 - (4) 受注者は、打合せ実施後、議事録を作成し、1週間以内にQSTに提出すること。QSTは、議事録の原稿を受領後2週間以内にコメントや追記要求を受注者に通知する。通知がない場合、議事録は同意されたものとする。受注者及びQST双方の責任者の署名又は押印をした最終版を保管すること。
 - (5) 受注者は、QSTからの質問事項に対して速やかに回答すること。回答は文書によることを原則とし、急を要する場合については、あらかじめ口頭で了承を得て、後日(7日以内を原則とする)正式に提出し、承認を得ること。
 - (6) 回答文書の提出がない場合には、QSTの解釈を優先する。
- 1.12.2 ホールドポイント、承認ポイント及び通知ポイント 製品の品質管理の一環として、以下に記すホールドポイント・承認ポイント・通

知ポイントを設ける。本件の該当事項は技術仕様(2.7項)を参照すること。

- (1) ホールドポイント(Hold Point, 以下「HP」という。)
 HPでは、受注者は作業を停止し、次のステップに進む前に発注者にHP
 の解除を求めなければならない。QSTは、HP解除申請書の中で特定され
 たHPに関して、受注者から適切な文書をすべて受領した日から14 暦日
 以内に、受注者に対し、HPの解除の是非を判断するものとする。
- (2) 承認ポイント(Authorization-To-Proceed Point, 以下「ATPP」という。) ATPP では、受注者は作業を停止し、次のステップに進む前に発注者に ATPP の解除を求めなければならない。QSTは、ATPP 解除申請書の中で特定されたATPP に関して、受注者から適切な文書をすべて受領した 日から7 暦日以内に、受注者に対し、ATPP の解除の是非を判断するものとする。
- (3) 通知ポイント(Notification Point, 以下「NP」という。) 受注者は、当該作業実施のためのNPの14 暦日以上前に、QSTにそのポイントを通知するものとする。受注者は、事前にNPをQSTに通知することで、その後の作業を進めることができる。

1.12.3 立会い

- (1) 受注者は、契約で規定された業務を実施するすべての場所をあらかじめ通知するものとする。
- (2) 受注者は、立会いの 10 暦日以上前に、立会い申請書を提出するものとする。
- (3) QSTは、必要に応じて作業に立ち会うことができるものとする。
- (4) 立会いには、必要に応じてイーター機構の代表者又はイーター機構から委託された第三者機関の要員が参加することができるものとする。
- (5) QSTは、イーター機構の代表者又はイーター機構から委託された第三者機関の要員が参加する場合は、その参加者を事前に受注者に通知するものとする。

1.12.4 監査

- (1) QSTは、本契約締結後1年以内に受注者の品質保証に係る監査を行う。
- (2) 前回の監査から14ヶ月以内に再度監査を実施する。
- (3) ただし、受注者がISO9001-2008の認証を有し、当該業務の範囲について

受注者による内部監査あるいは第3者による監査を実施している場合は、 その監査結果についてQSTに報告することで(2)項の監査に代えることが できる。

- (4) 上記(3)項が適用できる場合でも、前回監査から3年以内に再度監査を実施する。
- (5) 本契約の内、品質に係る重要業務をアウトソースする場合は、必要に応じて当該業務のアウトソース先の業務の実施状況の確認も本監査に含むことができるものとする。
- (6) 監査の時期及び実施する範囲は、監査を実施する少なくとも14日前に受注者に通知されるものとする。

1.14 安全管理

- ・作業計画に際し綿密かつ無理のない工程を組み、材料、労働安全対策等の準備を行い、作業の安全確保を最優先としつつ、迅速な進捗を図るものとする。また、作業遂行上既設物の保護及び第三者への損害防止にも留意し、必要な措置を講ずるとともに、火災その他の事故防止に努めるものとする。
- ・作業現場の安全衛生管理は、法令に従い受注者の責任において自主的に行うこと。
- ・受注者は、作業着手に先立ち QST と安全について十分に打合せを行った後着手すること。
- ・受注者は、作業現場の見やすい位置に、作業責任者名及び連絡先等を表示すること。
- ・作業中は、常に整理整頓を心掛ける等、安全及び衛生面に十分留意すること。
- ・受注者は、本作業に使用する機器、装置の中で地震等により安全を損なう恐れ のあるものについては、転倒防止策等を施すこと。

1.15 特記事項

- (1) 受注者は、QST が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び 高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、QST の規程等を遵守し 安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は、本件を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を QST の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により QST の承認を受けた場合はこの限りではない。

1.16 知的財産権等

1.16.1 知的財産権の取扱い

本契約の知的財産権の取扱いについては、別紙-2「イーター実施協定の調達に 係る情報及び知的財産に関する特約条項」に定められたとおりとする。

1.16.2 技術情報の開示制限

- (1) 受注者は、本契約を実施することにより得た技術情報を第三者に対して開示しようとするときは、あらかじめ書面により QST の承認を得なければならない。
- (2) QST が本契約に関して、その目的を達成するため受注者の保有する技術情報を了知する必要が生じた場合は、両者協議の上、受注者は当該情報を QST に無償で提供するものとする。
- (3) QST は、前項により受注者より提供を受けた技術情報については、受注者の同意 なく第三者に提供しないものとする。

1.16.3 成果の公開

受注者は、本契約に基づく業務の内容及び成果について、発表若しくは公開し、又は、特定の第三者に提供しようとするときは、あらかじめ書面により QST の承認を得なければならない。

1.17 免税輸入

免税輸入の取り扱いについては、別紙-3「イーター調達に係る貨物の免税輸入について」に定められたとおりとする。

1.18 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA 機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める納入印刷物については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.19 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が 生じた場合は、QSTと協議の上、その決定に従うものとする。

2. 技術仕様

2.1 全体構成

今回購入する機器は、無冷媒型 7T 超電導マグネット・圧縮機ユニット・励磁用電源・インターロックユニット・各種ケーブル及びホース類から構成される。

- 2.2 取付環境
- (1) 設置場所:屋内
- (2) 周囲温度:5~35℃
- (3) 周囲湿度: 25~85%
- 2.3 7T 超電導マグネットシステムの仕様
- 2.3.1 7T 超電導マグネット本体

メーカー名: JASTEC、型式: JMTD-7T240

(a) メインコイル

マグネット形式:ソレノイド型

中心最大磁場:7T

運転電流 (7T 発生時): 約 117.86 A

励磁方式:電源駆動式

励磁速度:0から7T まで70分以内

初期冷却時間:270時間以内(室温→運転温度)

永久電流スイッチ:無し

漏洩磁場 (マグネット中心より 0.5 mT (5Gauss) 地点までの距離):

磁気シールドがない場合

軸方向: 4.9m 以内

径方向: 3.9m 以内 (半径)

磁気シールド:なし

マグネット保護回路:ダイオード方式

クエンチ時の蓄積エネルギーを安全に消費し、マグネットや周辺機器の損傷を防ぐこと。

(b) 補助コイル

マグネット形式:ソレノイド型

励磁方式:電源駆動式

励磁速度: 10A まで 10 分以内

磁場調整:磁場中心より下方 400mm 位置の磁場を 0.29T±0.05T の範

囲で調整可能

永久電流スイッチ:無し

(c) クライオスタット

鉛直室温ボア内径: φ240 mm 以上

磁場中心位置: フランジ面より 327±3 mm

室温ボア方向:ボア鉛直

全体重量:約1000kg以下(架台含まず)

その他:

• 上面取合形状

オイルカバー取り付けを行うためボルト穴を取り付けること。

• 下面取合形状

オイルタンク取り付けを行うためボルト穴を取り付けること。

• 側面取合フランジ形状

ジャイロトロン架台への設置のためフランジを設けること。垂直方向の高さ調整のため、フランジにボルト穴(8-M16(細目))を設けること。

また、水平方向調整のためにフランジ側面より押しネジもしくは油圧 ジャッキによる調整ができるよう、フランジ側面に平面をもたせること。

なお、フランジの取り付け位置や詳細な形状は QST との協議により決定する。

(d) 冷凍機ユニット

メーカー: SHI、型式: RDE-412D4

冷凍能力(1段 ステージ): 53/60W at 43 K (50/60 Hz) 冷凍能力(2段 ステージ): 1.25W at 4.2 K (50/60 Hz)

外形寸法:約 幅 180mm×長さ 306mm×高さ 554mm

質量:約18.5kg

2.3.2 マグネット励磁用付属品

(1) 圧縮機ユニット

メーカー: SHI、型式: E-77NH (水冷式)

ヘリウムガス圧力:停止時 1.70~1.74MPaG

運転時圧力 2.25~2.40MPaG(高圧)

0.55~0.65MPaG(低圧)

消費電力: 定常時 50Hz: 約 6.5kW 60Hz: 約 7.5kW

初期冷却時 50Hz:約 7.2kW 60Hz:約 8.3kW

定格運転電流:13A

対応電圧:AC380/400/415 3φ @50Hz

 $AC460/480 3 \phi @60Hz$

必須電源容量:必須:9kVA 推奨:12kVA

冷却仕様

· 冷却方式: 水冷式

・冷却水仕様

最大圧力: 0.70MPaG 流量範囲: 4~10L/min 温度範囲: 4℃~32℃

· 冷却水排熱量 〈定常時〉6.5kW 以下/50Hz、7.5kW 以下/60Hz 〈最大〉 7.2kW 以下/50Hz、8.3kW 以下/60Hz

・気中排熱量: 7.5kW 未満 ・冷却水保持量: 約 0.5L

外形寸法:約 高さ:590mm×幅:450mm×長さ:485mm

重量:125kg

入力/出力端子部が露出する場合、接触防止用のカバーを取り付けること。

(2) 励磁用電源

励磁用電源はメインコイル用電源と補助コイル用電源で構成される。 入力/出力端子部が露出する場合、接触防止用のカバーを取り付けること。

(a) メインコイル用励磁電源

メーカー名: JASTEC、型式: JPS-B125A10V-E

入力電圧: 200V AC 消費電力: 3.3kVA

出力 バイポーラ: DC±125A、DC±10V

出力電流安定度: ±6m A / h 以内(ウォーミングアップ後、at25℃±1℃)

スイープレート: $0.01 \, \text{A/min} \sim 99.99 \, \text{A/min}$

保護機能:過電圧・過電流・過熱

冷却方式:空冷

その他:シリアルインターフェイス付

(b) 補助コイル用励磁電源

メーカー名: JASTEC、型式: JPS-B125A10V-E

入力電圧: 200V AC 消費電力: 3.3kVA

出力 バイポーラ: DC±125A、DC±10V

出力電流安定度: ±6mA/h以内(ウォーミングアップ後、at25℃±1℃)

スイープレート: 0.01A/min~99.99A/min

保護機能:過電圧・過電流・過熱

冷却方式:空冷

その他:シリアルインターフェイス付

(3) インターロックユニット

メーカー名: JASTEC、型式: JSC-T2Cb

入力電源: 単相 AC200~240V±10%, 50/60Hz, 0.3kVA

外部インタフェース: Ethernet, RS232 (温度モニター SCM-10 用)

機能: コイル温度の表示。またコイル温度が設定閾値を超えた際、コイル 保護のために励磁電源へインターロック信号が送れること。

温度モニター: SCM-10(相当品可)

温度表示範囲: 1.4K-300K

(4)各種ケーブル・ホース類

以下のケーブル・ホースを付属品とする。

メーカー、型式、長さ等の詳細はQSTとの協議により決定する。

- 圧縮機ユニット用入力電源ケーブル(圧縮機ユニット 1 次側)
- 冷凍機駆動用電源ケーブル(超電導マグネット 屋内圧縮機ユニット)
- 電源入力ケーブル(励磁電源1次側)
- 超電導マグネットケーブル(超電導マグネット 励磁用電源)
- フレキシブルホース(超電導マグネット 屋内圧縮機ユニット)
- 温度センサーケーブル(超電導マグネット マグネット温度モニター) ケーブル類の選定にあたってフランスにおける規格 NFC 15-100 もしくは IEC60445 に準拠したものを選定すること。

(5)メンテナンス工具

2.4 試験·検査

本装置に関する試験・検査は以下の各項目を実施すること。

2.4.1 工場試験

以下に記す試験については、受注者工場において、工場立会試験とする。

(1) 超電導マグネット及び圧縮機ユニット

- インダクタンスおよび抵抗測定試験 設計計算書に基づく値であること。
- 磁場分布測定検査

コイル中心軸上において本仕様書に記載された磁場分布が得られること。

• 寸法検査

主要箇所の寸法が確認図に記載された寸法の範囲内であること。

(2) 励磁用電源

- 動作試験
- 1)各種検出器動作・インターロック試験

各種検出器及びインターロックが要領書に記載された通りに動作すること。

2)シーケンス試験

シーケンスが要領書に記載された通りに動作すること。

2.4.2 受入試験

納入時に、QSTにて以下の受入試験を実施すること。

•冷凍機定格運転試験

冷凍機の定格運転が行えること。

•通電試験

定格励磁電流が通電できること。

2.5 打合せ議事録

受注者は、契約後の作業を円滑に進めるため、適宜 QST と打合せを行うこと。打合 せ議事録の原案は、受注者が作成し打合せ後 1 週間以内に提出すること。QST は、議 事録の原案を受領後 1 週間以内にコメントや追記要求を受注者に通知する。通知がな い場合、議事録は同意されたものとする。受注者及び QST 双方の責任者の署名又は押 印をした最終版を保管すること。

2.6 進捗報告

受注者は、契約の全期間に渡り、毎月末に進捗報告書(書式自由)を作成し、QSTに提出すること。記載内容は、当該1ヶ月の材料や機器の発注、物品の製作に関する進捗とする。また、翌月に予定される代表的な作業項目も記載すること。

2.7 調達作業の遂行と作業許可及び通知

1.12.2 項に記す HP・ATTP・NP について、本件では表 4 の通り定めるものとする。

表 4 本件で適用されるHP・ATTP・NP

調達作業	種別	受注者が行う通知作業と次工程への移行条
		件
品質計画書 (QP)、	HP	指定されたフォーマットで図書を提出する
製作試験計画書(MIP)の提出		こと。次工程の移行には事前にQSTの許可を
		得ること。
磁場配位計算書、確認図の提	HP	指定されたフォーマットで図書及び確認図
出		を提出すること。次工程の移行には事前に
		QSTの許可を得ること。
工場試験の完了	HP	試験報告書をQSTに提出すること。次工程の
		移行には事前にQSTの許可を得ること。

2.8 設計変更要求

受注者が要求事項の変更を提案する時は、設計変更提案書を作成し QST の確認を得ること。

2.9 不適合事項の報告

技術要求事項に適合していない箇所が生じた場合は、不適合報告書を作成し QST に 提出すること。

2.10 添付書類

別紙-1 イーター調達取決めに係る調達契約の品質保証に関する特約条項

別紙-2 イーター実施協定の調達に係る情報及び知的財産に関する特約条項

別紙-3 イーター調達に係る貨物の免税輸入について

以上

イーター調達取決めに係る調達契約の品質保証に関する特約条項

本契約については、契約一般条項によるほか、次の特約条項(以下「本特約条項」という。)による。

(定義)

- 第1条 本契約において「協定」とは、「イーター事業の共同による実施のためのイーター 国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定」をいう。
- 2 本契約において「イーター機構」とは、協定により設立された「イーター国際核融合 エネルギー機構」をいう。
- 3 本契約において「加盟者」とは、協定の締約者をいう。
- 4 本契約において「国内機関」とは、各加盟者がイーター機構への貢献を行うに当たって、その実施機関として指定する法人をいう。
- 5 本契約において「フランス規制当局」とは、イーター建設地であるフランスの法令に 基づき契約物品に関して規制、許認可を行う権限を有する団体をいう。

(品質保証活動)

第2条 乙は、本契約書及びこの契約書に附属する仕様書(以下「契約書等」という。)の 要求事項に合致させるため本契約内容の品質を管理するものとする。

(品質保証プログラム)

第3条 乙は、本契約の履行に当たっては、乙の品質保証プログラムを適用する。このプログラムは、国の登録を受けた機関により認証されたもの(2018/9/14 までは ISO9001-2008、それ以降はISO9001-2015等)で、かつ、本特約条項に従って契約を履行することができるものとする。ただし、これによることができないときは、甲により承認を得た品質保証プログラムを適用することができる。

(品質重要度分類)

第4条 乙は、適切な製品品質を維持するため、安全性、信頼性、性能等の重要度に応じて甲が定める本契約内容の等級に従って管理を実施しなければならない。契約物品の等級及び等級に応じた要求事項は、仕様書に定める。

(疑義の処置)

第5条 乙は、本契約書等に定める要求事項に疑義又は困難がある場合には、作業を開始 する前に甲に書面にて通知し、その指示に従わなければならない。

(逸脱許可)

第6条 乙は、契約物品について、契約書等に定める要求事項からの逸脱許可が必要と思われる状況が生じた場合は、当該逸脱許可の申請を速やかに甲に提出するものとする。 甲は、乙からの申請に基づき、当該逸脱許可の諾否について検討し、その結果を乙に通知するものとする。

(不適合の処理)

第7条 乙は、契約物品が契約書等の要求事項に適合しないとき又は適合しないことが見 込まれるときは、遅滞なくその内容を甲に書面にて通知し、その指示に従わなければな らない。

(重大不適合の処置)

第8条 乙は、重大不適合が発生した場合、直ちにその内容を甲に報告するとともに、プロジェクトへの影響を最小限に抑え、要求された品質を維持するため、その処置方法を検討し、速やかに甲に提案し、その承認を得なければならない。

(作業場所の通知)

第9条 乙は、本契約締結後、本契約の履行に必要なすべての作業場所を特定し、本契約に係る作業の着手前に、甲に書面にて通知するものとする。当該通知には、本契約の履行のために、乙が本契約の一部を履行させる下請負人の作業場所を含む。

(受注者監査)

第10条 甲は、乙に対して事前に通知することにより、乙の品質保証に係る受注者監査 を実施できるものとする。

(立入り権)

- 第11条 乙は、本契約の履行状況を確認するため、甲、イーター機構、本契約の活動に 関連する日本以外の加盟者の国内機関、フランス規制当局及びそれらから委託された第 三者が、第9条に基づき特定した作業場所に立ち入る権利を有することに同意する。
- 2 前項に定める立入り権に基づく作業場所への立入りは、契約書等に定める中間検査等への立会い及び定期レビュー会合への参加の他、乙に対して事前に通知することにより、 必要に応じて実施することができるものとする。

(文書へのアクセス)

第12条 乙は、甲の求めに応じ、本契約の適切な管理運営を証明するために必要な文書 及びデータを提供するものとする。

(作業停止の権限)

- 第13条 甲は、乙が本契約の履行に当たって、契約書等の要求事項を満足できないこと が認められる等、必要な場合は、乙に作業の停止を命じることができる。
- 2 乙は、甲から作業停止命令が発せられた場合には、可及的速やかに当該作業を停止し、甲の指示に従い要求事項を満足するよう必要な措置を講ずるものとする。

(下請負人に対する責任)

第14条 乙は、下請負人に対し、本契約の一部を履行させる場合、本特約条項に基づく 乙の一切の義務を乙の責任において当該下請負人に遵守させるものとする。

(情報のイーター機構等への提供)

第15条 乙は、本契約の履行過程で甲に伝達された情報が、必要に応じてイーター機構 及びフランス規制当局に提供される場合があることにあらかじめ同意するものとする。 Special Terms and Conditions on Quality Assurance for the Contract relating to the ITER Agreement between National Institutes for Quantum and Radiological Science and Technology (QST) and ______(the Company)

This Contract is subject to the following provisions in addition to the General Terms and Conditions of the Contract:

1. Definition

- 1.1 The term "Agreement" shall mean "Agreement on the Establishment of the ITER International Fusion Energy Organization for the Joint Implementation of the ITER Project."
- 1.2 The term "ITER Organization" shall mean the ITER International Fusion Energy Organization that has been established pursuant to the Agreement.
- 1.3 The term "Member(s)" shall mean the party(ies) to the Agreement.
- 1.4 The term "Domestic Agency" shall mean the legal entity designated as an implementing agency by each Member through which the Member shall provide its contributions to the ITER Organization.
- 1.5 The term "French Regulatory Authority" shall mean bodies authorized to regulate, permit, license and approve in ways related to the contract item under the laws and regulations of the French Republic where the ITER construction site is located.

2. Quality Assurance Activities

The Company shall be responsible for the quality control of the item under this Contract to ensure its conformity with the requirements of this Contract and other specifications attached thereto (hereinafter referred to as "Contract Documentation")

3. Quality Assurance Program

The Company shall ensure that a quality assurance program shall apply in its performance of this Contract. The program certified by a nationally registered accreditation organization (such as ISO9001-2008) and enable the Company to perform this Contract according to the Special Terms and Conditions is required to be used. However, in the event that such a program is not available for the Company, a quality assurance program of the Company approved by QST may be used in its stead.

4. Quality Classification

In order to perform appropriate control in terms of quality assurance, the Company shall ensure that quality assurance activities are performed based on a graded approach in accordance with the levels of safety, reliability and quality of the item. The classification of the item and the requirements of each class shall be defined in the specifications.

5. Questions or Doubts

In case of any questions or doubts with reference to the requirements set forth in the Contract Documentation, the Company shall so notify QST and seek its instructions in writing prior to the start of work under this Contract.

6. Deviation Request

In the event that the Company deems it necessary to obtain permission for departure from the requirements set forth in the Contract Documentation, the Company shall immediately submit deviation request to QST. QST shall notify the Company of its approval or disapproval after reviewing the request.

7. Non-Conformance

When the item does not comply with, or is estimated not to comply with, the requirements set forth in the Contract Documentation, the Company shall notify QST of the details of such non-conformance and seek its instructions in writing without delay.

8. Major Non-Conformance

In the event of any major non-conformance, the Company shall immediately notify its details to QST and submit a remedial plan and seek the approval of QST to minimize the negative impact of such non-conformance and maintain the required quality of the item.

9. Working Places

The Company shall notify QST of all working places necessary for the performance of this Contract, including, but not limited to, premises and/or facilities of the Company and/or its suppliers and/or subcontractors, prior to the start of the work under this Contract.

10. Audit

QST, with prior notice to the Company, may audit the Company to verify the status of its quality assurance in the performance of this Contract.

11. Right of Access

- 11.1 The Company shall agree that (i) QST, (ii) the ITER Organization, (iii) the other Domestic Agencies concerned and (iv) the French Safety Authority or a third party nominated by the foregoing, have a right of access to the working places identified in accordance with Article 9 in order to confirm the status of the performance of this Contract.
- 11.2 Access to the working places based on the right defined in the previous paragraph, shall be required not only for the purpose as specified in the Contract Documentation, such as intermediate inspections and periodic review meetings, but also for other purposes, as required, by giving prior notice to the Company.

12. Access to Documents and Data

The Company shall provide QST, at its request, with documents and data necessary for certifying its proper management of this Contract.

- 13. Stop Work Authority
- 13.1 QST is authorized to order the Company to stop the work under this Contract in case QST deems it necessary to do so, including but not limited to the case where QST judges that the Company cannot fulfill the requirements set forth in the Contract Documentation.
- 13.2 The Company shall stop the work as soon as practicable upon receipt of such order from QST and take measures necessary for fulfilling the requirements in accordance with the instructions to be given by QST.

14. Suppliers and Subcontractors

In the event that the Company has part of this Contract performed by suppliers and/or subcontractors, the Company shall, on its own responsibility, cause them to fulfill all of its obligations under the Special Terms and Conditions.

15. Provision of Information to the ITER Organization, etc.

The Company shall hereby agree that the information transferred from the Company to QST in the course of the performance of this Contract may be provided to the ITER Organization and the French Regulatory Authority, as required.

イーター実施協定の調達に係る情報及び知的財産に関する特約条項

本契約については、本契約一般条項によるほか、次の特約条項(以下「本特約条項」という。)による。

(定義)

- 第1条 本契約において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権又は特許を受ける権利
- (2) 実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権又は実用新案登録を 受ける権利
- (3) 意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権又は意匠登録を受ける権利
- (4) 商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権又は商標登録を受ける権利
- (5) 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路 配置利用権又は回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
- (6) 種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権又は品種登録を受ける地位
- (7) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権
- (8) 外国における、第1号から第7号に記載の各知的財産権に相当する権利
- (9) 不正競争防止法(平成5年法律第47号)に規定する営業秘密に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利(以下「営業秘密」という。)
- 2 本契約において「情報」とは、法律による保護を受けることができるか否かを問わず、発明 や発見の記述のみならず、公表されている資料、図書、意匠、計算書、報告書その他の文書、 研究開発に関する記録された資料又は方法並びに発明及び発見に関する説明であって、前項に 定義する知的財産権を除いたものをいう。
- 3 本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びに営業秘密を使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 4 本契約において「背景的な知的財産権」とは、本契約の締結前に取得され、開発され、若しくは創出された知的財産権又は本契約の範囲外において取得され、開発され、若しくは創出される知的財産権をいう。
- 5 本契約において「背景的な営業秘密」とは、背景的な知的財産権のうちの営業秘密をいう。
- 6 本契約において「生み出された知的財産権」とは、本契約の履行の過程で、乙が単独で又は 甲と共同で取得し、開発し、又は創出した知的財産権をいう。
- 7 本契約において「協定」とは、「イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融 合エネルギー機構の設立に関する協定」をいう。
- 8 本契約において「附属書」とは、協定の「情報及び知的財産に関する附属書」をいう。
- 9 本契約において「イーター機構」とは、協定により設立された「イーター国際核融合エネル ギー機構」をいう。
- 10 本契約において「加盟者」とは、協定の締約者をいう。
- 11 本契約において「国内機関」とは、各加盟者がイーター機構への貢献を行うに当たって、

その実施機関として指定する法人をいう。

- 12 本契約において「団体」とは、国内機関又はイーター機構が協定の目的のために物品又は 役務の提供に関する契約を締結する団体をいう。
- 13 本契約において「理事会」とは、協定第6条に定める「理事会」をいう。
- 14 本契約において「特許等」とは、特許、登録実用新案、登録意匠、登録商標、登録回路配 置及び登録品種の総称をいう。

(情報の普及)

- 第2条 乙は、加盟者又は国内機関が、本契約の実施により直接に生じる情報(著作権の有無を問わない。)を非商業上の利用のため翻訳し、複製し、及び公に頒布する権利を有することに同意する。
- 2 乙は、前項により作成される著作権のある著作物の写しであって公に頒布されるすべてのも のには、著作者が明示的に記名を拒否しない限り、著作者の氏名を明示することに同意する。

(発明等の報告)

- 第3条 乙は、本契約の履行の過程で発明等を創出した場合には(以下、かかる発明等を「本発明等」という。)、本発明の詳細とともに、速やかに甲に書面により報告するものとする。
- 2 乙は、甲が前項の本発明の詳細を含む報告をイーター機構及び加盟者に提供すること、並びに、甲が自ら実施する核融合の研究開発に関する活動のため必要とする場合において乙以外の 日本の団体に提供することに、あらかじめ同意する。

(生み出された知的財産権の帰属等)

- 第4条 本発明等に係る知的財産権は、乙に帰属する。ただし、本発明等が甲乙共同で創出した ものである場合、当該本発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有となる。
- 2 前項ただし書きの甲及び乙の共有に係る知的財産権について、甲及び乙は、知的財産権の持分、費用分担、その他必要な事項を協議の上、別途取決めを締結するものとする。
- 3 乙は、甲及び乙の共有に係る当該知的財産権を自ら又は乙が指定する者が実施する場合、甲及び乙の持分に応じてあらかじめ定める不実施補償料を甲に支払うものとする。

(発明等の取扱い)

- 第5条 乙は、本発明等に関し、(i)特許等の登録に必要な手続を行うか、(ii)営業秘密として管理するか、又は、(iii)(i)若しくは((ii))のいずれも行わないかという取扱いについて速やかに決定の上、甲に決定内容を書面により報告する。ただし、当該本発明等が甲乙共同で創出したものである場合、甲及び乙は、上記((i))ないし((iii))の取扱いについて別途協議の上決定する。
- 2 乙は、前項に基づく本発明等の取扱いに関する決定内容について、甲がイーター機構及び加盟者に提供すること、並びに甲が自ら実施する核融合の研究開発に関する活動のため必要とする場合において乙以外の日本の団体に提供することに、あらかじめ同意する。
- 3 乙は、乙が第1項の(iii)の取扱いをすることを決定した本発明等について、甲又はイーター機構の求めがあった場合は、当該本発明等の知的財産権を甲又はイーター機構に承継させるものとする。

(背景的な知的財産権の認定)

- 第6条 乙が本契約の履行の過程で利用する背景的な知的財産権は、甲及び乙が別途締結する覚書(以下「覚書」という。)に定める。覚書に定めのない知的財産権であって、本契約の履行の過程で利用されるものは、生み出された知的財産権とみなす。
- 2 乙は、覚書に掲げる知的財産権の内容に変更が生じたときは、速やかに当該変更内容を甲に書面により報告するものとする。
- 3 乙は、本契約締結後に本契約の履行の過程で利用すべき背景的な知的財産権の存在が判明したときは、速やかに、当該背景的な知的財産権が、本契約の範囲外において存在することを証明する具体的な証拠とともに、本契約締結前に報告できなかった正当な理由を甲に書面により報告するものとする。
- 4 甲は、前項の報告を受けた場合は、乙から提出された証拠及び理由の妥当性を検討の上、必要に応じて、甲乙協議の上、覚書の改訂を行うものとする。
- 5 乙は、本条に基づく報告について、甲がイーター機構及び加盟者に提供すること、並びに甲が自ら実施する核融合の研究開発に関する活動のため必要とする場合において乙以外の日本の団体に提供することに、あらかじめ同意する。
- 6 乙は、本契約の履行の過程で背景的な知的財産権を利用する場合は、必要な実施権又は利用権を確保し、甲並びに契約物品の提供を受けるイーター機構及び関連する他の加盟者が、支障なく当該物品を使用することができるようにしなければならない。甲並びにイーター機構及び関連する他の加盟者が当該背景的な知的財産権に関し、第三者から知的財産権侵害の苦情を受けた場合には、乙は自己の責任と費用でその苦情を防御又は解決し、当該苦情に起因する損失、損害又は経費のすべてを補償し、甲並びにイーター機構及び関連する他の加盟者に対して何らの損害も与えないものとする。

(背景的な知的財産権の帰属)

第7条 本契約は、背景的な知的財産権の帰属について何ら変更を生じさせるものではない。

(創出者への補償等)

第8条 乙は、乙の従業者又は役員(以下「従業者等」という。)が創出した本発明等に係る知的財産権を、適用法令に従い、乙の費用と責任において従業者等から承継するものとする。

(生み出された知的財産権の実施)

- 第9条 生み出された知的財産権の実施権の許諾(利用権の付与を含む。以下同じ。)について は、次の各号による。
- (1) 乙は、甲が自ら実施する研究開発に関する活動のために、平等及び無差別の原則に基づき、当該生み出された知的財産権の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を甲に許諾する。当該実施権は、甲が第三者に再実施を許諾する権利を伴う。
- (2) 乙は、公的な支援を得た核融合の研究開発に関する計画のため、平等及び無差別の原則に基づき、当該生み出された知的財産権の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を加盟者及びイーター機構に許諾する。当該実施権は、イーター機構及び加盟者が第三

者(加盟者については、それぞれの領域内の第三者に限る。)に再実施を許諾する権利を伴う。

- (3) 乙は、核融合の商業上の利用のため、平等及び無差別の原則に基づき、生み出された知的財産権の非排他的な実施権を加盟者に許諾する。当該実施権は、加盟者が第三者(それぞれの領域内の第三者に限る。)に再実施を許諾する権利を伴う。当該実施権の許諾に係る条件は、乙が第三者に対して当該生み出された知的財産権の実施権を許諾するときの条件よりも不利でないものとする。
- (4) 乙は、生み出された知的財産権の核融合以外の分野における利用を可能にするため、加盟者、国内機関、団体及び第三者と商業上の取決めを締結することが奨励される。
- 2 前項の生み出された知的財産権が甲と乙の共有に係るものである場合、甲と乙は、共同して同項に基づく実施権の許諾を行う。
- 3 乙は、第1項に規定する実施権及び再実施を許諾する権利の許諾の記録を保持し、甲の求めに応じこれを甲に提供する。乙は、上記記録に変更がある場合は、各年の上半期については、7月15日までに、下半期については翌年の1月15日までに甲に報告書を提出する。
- 4 乙は、甲が当該記録をイーター機構及び加盟者に提供すること、並びに甲が自ら実施する核融合の研究開発に関する活動のため必要とする場合において乙以外の日本の団体に提供することに、あらかじめ同意する。
- 5 乙は、非加盟者の第三者に対し、生み出された知的財産権の実施権を許諾する場合には、理事会が全会一致で決定する規則に従うものとし、甲の事前の同意を得て行うものとする。当該第三者への実施権の許諾は、平和的目的のための使用に限り行うものとする。ただし、当該規則の決定までは、非加盟者の第三者に対する当該実施権の許諾は認めない。
- 6 乙は、イーター機構又は加盟者に対して直接実施許諾できない理由があるときには、甲が第 1項第2号及び第3号に基づきイーター機構又は加盟者に再実施を許諾するための権利を伴 う、生み出された知的財産権の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を甲に許諾 するものとする。

(背景的な知的財産権の実施)

- 第10条 乙が契約物品その他仕様書に定める納入品に用いる背景的な知的財産権の実施権の 許諾については、次の各号による。
 - (1) 乙は、当該背景的な知的財産権(ただし、背景的な営業秘密を含まない。)が次のいずれかの要件を満たすときは、甲が自ら実施する核融合の研究開発に関する活動のために、平等及び無差別の原則に基づき、当該背景的な知的財産権の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を甲に許諾する。当該実施権は、甲が研究機関及び高等教育機関に再実施を許諾する権利を伴う。
 - イ イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。
 - ロ イーター機構に提供される契約物品を保守し、又は修理するために必要とされること。
 - ハ 公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。
 - (2) 乙は、当該背景的な知的財産権(ただし、背景的な営業秘密を含まない。)が次のいず

れかの要件を満たすときは、公的な支援を得た核融合の研究開発に関する計画のため、平等 及び無差別の原則に基づき、当該背景的な知的財産権の取消し不能な、非排他的な、かつ、 無償の実施権を加盟者及びイーター機構に許諾する。当該実施権は、イーター機構が再実施 を許諾する権利並びに加盟者がそれぞれの領域内において研究機関及び高等教育機関に再 実施を許諾する権利を伴う。

- イ イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。
- ローイーター機構に提供される契約物品を保守し、又は修理するために必要とされること。
- ハ 公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。
- (3) 乙は、当該背景的な営業秘密が次のいずれかの要件を満たすときは、当該背景的な営業秘密(イーター施設の建設、運転、保守及び修理のための手引書又は訓練用教材を含む。)の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の利用権をイーター機構に付与する。当該利用権は、イーター機構が、協定の情報及び知的財産に関する附属書第4.2.3条(b)に基づき、その下請負人に再利用権を付与する権利及びフランス規制当局に当該背景的な営業秘密を伝達する権利を伴う。
 - イ イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施 設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。
 - ロ イーター機構に提供される契約物品を保守し、又は修理するために必要とされること。
 - ハ 公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。
 - 二 イーター施設に対して規制当局が要請する安全、品質保証及び品質管理のために必要と されること。
- (4) 乙は、当該背景的な営業秘密が次のいずれかの要件を満たすときは、加盟者が公的な支援を得た核融合の研究開発に関する計画のため、金銭上の補償を伴う私的契約によって、当該背景的な営業秘密の商業上の利用権の付与又は当該背景的な営業秘密を用いた契約物品と同一の物品の提供を求めた場合には、当該契約締結のため最善の努力を払うこととする。当該利用権の付与又は物品の提供に係る条件は、乙が第三者に対して当該背景的な営業秘密の利用権を付与し、又は当該背景的な営業秘密を用いた同一の物品を提供するときの条件よりも不利でないものとする。当該利用権が付与される場合には、当該利用権は、利用権者が契約上の義務を履行しない場合にのみ取り消すことができる。
 - イ イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。
 - ロ イーター機構に提供される契約物品を保守し、又は修理するために必要とされること。 ハ 公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。
- (5) 乙は、当該背景的な知的財産権について、加盟者が核融合の商業上の利用のため、当該背景的な知的財産権の実施権の許諾を受けること又は当該背景的な知的財産権を用いた契約物品と同一の物品の提供を求めた場合には、当該要求の実現のため最善の努力を払うこととする。当該背景的な知的財産権の実施権は、当該加盟者の領域内にある第三者による核融合の商業上の利用のために当該加盟者が再実施を許諾する権利を伴う。当該背景的な知的財産権の実施権の実施権の許諾に係る条件は、乙が第三者に対して当該背景的な知的財産権の実施権を

許諾するときの条件よりも不利でないものとする。当該背景的な知的財産権の実施権は、実施権者が契約上の義務を履行しない場合にのみ取り消すことができる。

- (6) 乙は、前号に定める目的以外の商業上の目的のため、加盟者から求めがあった場合は、 当該背景的な知的財産権が次のいずれかの要件を満たすときは、当該背景的な知的財産権の 実施権を許諾することが奨励される。乙が、当該背景的な知的財産権の実施権を当該加盟者 に許諾する場合には、当該背景的な知的財産権の実施権は平等及び無差別の原則に基づき許 諾されるものとする。
 - イ イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。
 - ロ イーター機構の提供される契約物品を保守し、又は修理するために必要とされること。 ハ 公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。
- 2 前項の背景的な知的財産権が甲と乙の共有に係るものである場合、甲と乙は、共同して当該 背景的な知的財産権の実施権の許諾を行う。
- 3 乙は、第1項に規定する実施権及び再実施を許諾する権利の許諾の記録を保持し、甲の求めに応じこれを甲に提供する。乙は、上記記録に変更がある場合は、各年の上半期については7月15日までに、下半期については翌年の1月15日までに甲に報告書を提出する。
- 4 乙は、甲が当該記録をイーター機構及び加盟者に提供すること、並びに甲が自ら実施する核融合の研究開発に関する活動のため必要とする場合において乙以外の日本の団体に提供することに、あらかじめ同意する。

(知的財産権の帰属の例外)

- 第11条 乙は、本契約の目的として作成される提出書類、プログラム及びデータベース等の納入品に係る著作権は、すべて甲に帰属することを認め、乙が著作権を有する場合(第8条に基づき従業者等から承継する場合を含む。)であっても、乙は、かかる著作権(著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含み、日本国内における権利に限らない。)を甲に譲渡する。かかる譲渡の対価は、本契約書に定める請負の対価に含まれる。
- 2 前項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者に著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(下請負人に対する責任)

第12条 乙は、本契約一般条項の規定に従い、下請負人に対し本契約の一部を履行させる場合、本特約条項に基づく乙の一切の義務を乙の責任において当該下請負人に遵守させるものとする。

(有効期間)

第13条 本契約一般条項の定めにかかわらず、本特約条項の定めは協定の終了後又は日本国政府の協定からの脱退後も効力を有する。

(言語)

第14条 本特約条項に定める乙から甲への書面による報告は、和文だけでなく、英文でも提出することとし、両文書は等しく正文とする。

(疑義)

第15条 本特約条項の解釈又は適用に関して疑義が生じた場合、協定の規定が本特約条項に優 先する。

イーター調達に係る貨物の免税輸入について

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定(イーター協定)に基づき、イーターに係る貨物の日本国内機関(JADA)及びメーカー・商社による輸入関税及び引取りに係る内国消費税の免税輸入を可能とする例外的な措置について、以下の要件等を遵守することで免税法令の適用対象となることが出来ます。

1. 免税適用のための要件

- (1) 免税適用となる貨物
 - ・イーター活動(R&D 及びクォリフィケーションを含む)のためだけに使用される物品 を適用対象とする。
 - ・この内、完成品(本契約における納入品を言う)のみを適用対象とする。
 - ・ただし、8割方以上完成している物品については、ほぼ完成品の輸入とみなし、適用 対象とする。

(2) 免税適用とならない貨物

- ・原材料及び資機材、並びに製作治具等。
- ・本契約締結日よりも前に輸入した物品。
- ・上記(1)に該当する物品と該当しない物品とが混在して輸入され、別個に通関申告が 出来ない場合。

疑義が生じる場合には、輸入前に原子力機構担当者と別途協議するものとする。

2. 必要な手続き

- (1) 1. (1) に該当する貨物を輸入する際には、輸入手続きを開始する前に必ず原子力機構の契約担当者に申し出ること。免税適用に疑義がある場合も同様とする。
- (2) 受注者は、輸入申告前に原子力機構から発行される「確認書」の正本を受領し、輸入 通関書類と併せて申告すること。

3. 契約に係る注意事項

- ・免税輸入通関のためには、通関申告前に、原子力機構から通関を予定している税関に 連絡する必要がある。(その際、輸入通関書類及び「確認書」(写し)の提出をしてい る)。
- ・契約に際しては、免税を加味しない金額で契約を実施するが、免税が適用された場合 には、免税相当額を減額して支払うこととし、事前に書面をもって確認する。

・免税適用可否については、通関する担当税関が最終判断を担うが、(1)にて免税適用となりうる貨物に関しては、免税となるよう誠意をもって原子力機構担当者と協力すること。

2. 免税適用法令-抜粋(参考)

(1) 関税定率法(外交官用貨物等の免税)

第十六条 左の各号に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

- 一 本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属する公用品。但 し、外国にある本邦のこれらの機関に属する公用品についての関税の免除に制限 を附する国については、相互条件による。
- (2) 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(免税等)

第十三条 次の各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定により関税が免除されるもの(関税が無税とされている物品については、当該物品に関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。第三項において同じ。)を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る消費税を免除する。

三 関税定率法第十六条第一項 各号(外交官用貨物等の免税)に掲げるもの

以上

選定理由書

 1. 件名 ITER ジャイロトロン用 TT 超電導マグネットシステムの購入 2. 選定事業者名 ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社 3. 目的・概要等 ITER 計画のベースライン改正が発表され、電子サイクロトロン加熱・電流駆動装置は従来の24系統から80系統の大幅な増強が決定された。QST は、新たに20系統分のジャイロトロンを増強するために、イーターが資金提供するイータータスク契約を締結した。QST は、調達取り決めにより先の24系統のうち8系統のITERジャイロトロンを製作、性能実証をしてITER に納めている。本契約は、同 ITERジャイロトロン用 TT 超電導マグネットシステムを購入するものである。 政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きについて第25条第1項第3号② (その他既調達物品等に連接して使用し又は提供させる物品等又は特定役務) 5. 選定理由 本件は、新たに20機製作するITERジャイロトロン用の7T 超電導マグネットシステムは、ITERジャイロトロンのために開発したシステムを30式購入するものである。本件で購入する7T 超電導マグネットシステムは、ITERジャイロトロンのために開発したシステムであり、ジャイロトロンの主要部品である電子銃は、当該マグネットシステムの破場分布を用いて設計されている。新たに製作するITER ジャイロトロンは先に製作・性能実証をしてITER に収めたものと同一設計である必要があることから、その設計の前提となっている本マグネットシステムについて相当品は認められない。ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITERジャイロトロン用 TT 超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社を選定事業者としたい。 		及人工中日
3. 目的・概要等 ITER 計画のベースライン改正が発表され、電子サイクロトロン加熱・電流駆動装置は従来の24系統から80系統の大幅な増強が決定された。QST は、新たに20系統分のジャイロトロンを増強するために、イーターが資金提供するイータータスク契約を締結した。QST は、調達取り決めにより先の24系統のうち8系統のITERジャイロトロンを製作、性能実証をしてITERに納めている。本契約は、同ITERジャイロトロン用7T超電導マグネットシステムを購入するものである。 政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きについて第25条第1項第3号② (その他既調達物品等に連接して使用し又は提供させる物品等又は特定役務) 本件は、新たに20機製作するITERジャイロトロン用の7T超電導マグネットシステムを20式購入するものである。本件で購入する7T超電導マグネットシステムは、ITERジャイロトロンのために開発したシステムであり、ジャイロトロンの主要部品である電子銃は、当該マグネットシステムの磁場分布を用いて設計されている。新たに製作するITERジャイロトロンは先に製作・性能実証をしてITERに収めたものと同一設計である必要があることから、その設計の前提となっている本マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス	1. 件名	ITER ジャイロトロン用 7T 超電導マグネットシステムの購入
電流駆動装置は従来の24系統から80系統の大幅な増強が決定された。QST は、新たに20系統分のジャイロトロンを増強するために、イーターが資金提供するイータータスク契約を締結した。QST は、調達取り決めにより先の24系統のうち8系統のITERジャイロトロンを製作、性能実証をしてITER に納めている。本契約は、同ITERジャイロトロン用で超電導マグネットシステムを購入するものである。 4. 希望する適用条項 政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きについて第25条第1項第3号② (その他既調達物品等に連接して使用し又は提供させる物品等又は特定役務) 本件は、新たに20機製作するITERジャイロトロン用の7T超電導マグネットシステムを20式購入するものである。 本件で購入する7T超電導マグネットシステムは、ITERジャイロトロンのために開発したシステムであり、ジャイロトロンの主要部品である電子銃は、当該マグネットシステムの磁場分布を用いて設計されている。新たに製作するITERジャイロトロンは先に製作・性能実証をしてITERに収めたものと同一設計である必要があることから、その設計の前提となっている本マグネットシステムについて相当品は認められない。 ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITERジャイロトロン用 7T 超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス	2. 選定事業者名	ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社
QST は、新たに 20 系統分のジャイロトロンを増強するために、イーターが資金提供するイータータスク契約を締結した。QST は、調達取り決めにより先の 24 系統のうち 8 系統の ITER ジャイロトロンを製作、性能実証をして ITER に納めている。本契約は、同 ITER ジャイロトロン用 TT 超電導マグネットシステムを購入するものである。 4. 希望する適用条項 政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きについて第 2 5 条第 1 項第 3 号② (その他既調達物品等に連接して使用し又は提供させる物品等又は特定役務) 5. 選定理由 本件は、新たに 20 機製作する ITER ジャイロトロン用の TT 超電導マグネットシステムを 20 式購入するものである。 本件で購入する TT 超電導マグネットシステムは、ITER ジャイロトロンのために開発したシステムであり、ジャイロトロンの主要部品である電子銃は、当該マグネットシステムの磁場分布を用いて設計されている。新たに製作する ITER ジャイロトロンは先に製作・性能実証をしてITER に収めたものと同一設計である必要があることから、その設計の前提となっている本マグネットシステムについて相当品は認められない。 ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITER ジャイロトロン用 TT 超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8 機の超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8 機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス	3. 目的・概要等	ITER 計画のベースライン改正が発表され、電子サイクロトロン加熱・
一が資金提供するイータータスク契約を締結した。QST は、調達取り決めにより先の24 系統のうち8 系統のITER ジャイロトロンを製作、性能実証をしてITER に納めている。本契約は、同ITER ジャイロトロン用7T 超電導マグネットシステムを購入するものである。 4. 希望する適用条項 政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きについて第25条第1項第3号② (その他既調達物品等に連接して使用し又は提供させる物品等又は特定役務) 5. 選定理由 本件は、新たに20機製作するITER ジャイロトロン用の7T 超電導マグネットシステムを20式購入するものである。 本件で購入する7T 超電導マグネットシステムは、ITER ジャイロトロンのために開発したシステムであり、ジャイロトロンの主要部品である電子銃は、当該マグネットシステムの磁場分布を用いて設計されている。新たに製作するITER ジャイロトロンは先に製作・性能実証をしてITER に収めたものと同一設計である必要があることから、その設計の前提となっている本マグネットシステムについて相当品は認められない。 ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITER ジャイロトロン用 7T 超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス	· · · · · ·	電流駆動装置は従来の 24 系統から 80 系統の大幅な増強が決定された。
めにより先の24系統のうち8系統のITERジャイロトロンを製作、性能実証をしてITERに納めている。本契約は、同ITERジャイロトロン用7T超電導マグネットシステムを購入するものである。 4. 希望する適用条項 政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きについて第25条第1項第3号② (その他既調達物品等に連接して使用し又は提供させる物品等又は特定役務) 5. 選定理由 本件は、新たに20機製作するITERジャイロトロン用の7T超電導マグネットシステムを20式購入するものである。本件で購入する7T超電導マグネットシステムは、ITERジャイロトロンのために開発したシステムであり、ジャイロトロンの主要部品である電子銃は、当該マグネットシステムの磁場分布を用いて設計されている。新たに製作するITERジャイロトロンは先に製作・性能実証をしてITERに収めたものと同一設計である必要があることから、その設計の前提となっている本マグネットシステムについて相当品は認められない。 ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITERジャイロトロン用7T超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス		QST は、新たに 20 系統分のジャイロトロンを増強するために、イータ
実証をして ITER に納めている。本契約は、同 ITER ジャイロトロン用 7T 超電導マグネットシステムを購入するものである。 4. 希望する適用条項 政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きについて第 2 5 条第 1 項第 3 号② (その他既調達物品等に連接して使用し又は提供させる物品等又は特定役務) 5. 選定理由 本件は、新たに 20 機製作する ITER ジャイロトロン用の 7T 超電導マグネットシステムを 20 式購入するものである。 本件で購入する 7T 超電導マグネットシステムは、ITER ジャイロトロンのために開発したシステムであり、ジャイロトロンの主要部品である電子銃は、当該マグネットシステムの磁場分布を用いて設計されている。新たに製作する ITER ジャイロトロンは先に製作・性能実証をしてITER に収めたものと同一設計である必要があることから、その設計の前提となっている本マグネットシステムについて相当品は認められない。 ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITER ジャイロトロン用 7T 超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8 機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス	4.61	ーが資金提供するイータータスク契約を締結した。QST は、調達取り決
7T 超電導マグネットシステムを購入するものである。 4. 希望する適用条項 政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きについて第25条第1項第3号② (その他既調達物品等に連接して使用し又は提供させる物品等又は特定役務) 5. 選定理由 本件は、新たに20機製作するITERジャイロトロン用の7T 超電導マグネットシステムを20式購入するものである。 本件で購入する7T 超電導マグネットシステムは、ITERジャイロトロンのために開発したシステムであり、ジャイロトロンの主要部品である電子銃は、当該マグネットシステムの磁場分布を用いて設計されている。新たに製作するITERジャイロトロンは先に製作・性能実証をしてITERに収めたものと同一設計である必要があることから、その設計の前提となっている本マグネットシステムについて相当品は認められない。 ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITERジャイロトロン用 7T 超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス	y (4)	めにより先の24系統のうち8系統のITERジャイロトロンを製作、性能
4. 希望する適用条項 政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の 調達手続きについて第25条第1項第3号② (その他既調達物品等に連接して使用し又は提供させる物品等又は特定役務) 5. 選定理由 本件は、新たに20機製作するITERジャイロトロン用の7T超電導マグネットシステムを20式購入するものである。 本件で購入する7T超電導マグネットシステムは、ITERジャイロトロンのために開発したシステムであり、ジャイロトロンの主要部品である電子銃は、当該マグネットシステムの磁場分布を用いて設計されている。新たに製作するITERジャイロトロンは先に製作・性能実証をしてITERに収めたものと同一設計である必要があることから、その設計の前提となっている本マグネットシステムについて相当品は認められない。 ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITERジャイロトロン用7T超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス	7	実証をして ITER に納めている。本契約は、同 ITER ジャイロトロン用
調達手続きについて第25条第1項第3号② (その他既調達物品等に連接して使用し又は提供させる物品等又は特定役務) 本件は、新たに20機製作するITERジャイロトロン用の7T超電導マグネットシステムを20式購入するものである。 本件で購入する7T超電導マグネットシステムは、ITERジャイロトロンのために開発したシステムであり、ジャイロトロンの主要部品である電子銃は、当該マグネットシステムの磁場分布を用いて設計されている。新たに製作するITERジャイロトロンは先に製作・性能実証をしてITERに収めたものと同一設計である必要があることから、その設計の前提となっている本マグネットシステムについて相当品は認められない。 ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITERジャイロトロン用 7T 超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス		7T 超電導マグネットシステムを購入するものである。
(その他既調達物品等に連接して使用し又は提供させる物品等又は特定役務) 本件は、新たに 20 機製作する ITER ジャイロトロン用の 7T 超電導マグネットシステムを 20 式購入するものである。 本件で購入する 7T 超電導マグネットシステムは、ITER ジャイロトロンのために開発したシステムであり、ジャイロトロンの主要部品である電子銃は、当該マグネットシステムの磁場分布を用いて設計されている。新たに製作する ITER ジャイロトロンは先に製作・性能実証をしてITER に収めたものと同一設計である必要があることから、その設計の前提となっている本マグネットシステムについて相当品は認められない。 ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITER ジャイロトロン用 7T 超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス	4. 希望する適用条項	政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の
定役務) 本件は、新たに 20 機製作する ITER ジャイロトロン用の 7T 超電導マグネットシステムを 20 式購入するものである。 本件で購入する 7T 超電導マグネットシステムは、ITER ジャイロトロンのために開発したシステムであり、ジャイロトロンの主要部品である電子銃は、当該マグネットシステムの磁場分布を用いて設計されている。新たに製作する ITER ジャイロトロンは先に製作・性能実証をしてITER に収めたものと同一設計である必要があることから、その設計の前提となっている本マグネットシステムについて相当品は認められない。 ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITER ジャイロトロン用 7T 超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス		調達手続きについて第25条第1項第3号②
5. 選定理由 本件は、新たに 20 機製作する ITER ジャイロトロン用の 7T 超電導マグネットシステムを 20 式購入するものである。 本件で購入する 7T 超電導マグネットシステムは、ITER ジャイロトロンのために開発したシステムであり、ジャイロトロンの主要部品である電子銃は、当該マグネットシステムの磁場分布を用いて設計されている。新たに製作する ITER ジャイロトロンは先に製作・性能実証をしてITER に収めたものと同一設計である必要があることから、その設計の前提となっている本マグネットシステムについて相当品は認められない。 ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITER ジャイロトロン用 7T 超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス		(その他既調達物品等に連接して使用し又は提供させる物品等又は特
グネットシステムを 20 式購入するものである。 本件で購入する 7T 超電導マグネットシステムは、ITER ジャイロトロンのために開発したシステムであり、ジャイロトロンの主要部品である電子銃は、当該マグネットシステムの磁場分布を用いて設計されている。新たに製作する ITER ジャイロトロンは先に製作・性能実証をしてITER に収めたものと同一設計である必要があることから、その設計の前提となっている本マグネットシステムについて相当品は認められない。 ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITER ジャイロトロン用 7T 超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス	* **	定役務)
本件で購入する 7T 超電導マグネットシステムは、ITER ジャイロトロンのために開発したシステムであり、ジャイロトロンの主要部品である電子銃は、当該マグネットシステムの磁場分布を用いて設計されている。新たに製作する ITER ジャイロトロンは先に製作・性能実証をしてITER に収めたものと同一設計である必要があることから、その設計の前提となっている本マグネットシステムについて相当品は認められない。 ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITER ジャイロトロン用 7T 超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス	5. 選定理由	本件は、新たに 20 機製作する ITER ジャイロトロン用の 7T 超電導マ
ンのために開発したシステムであり、ジャイロトロンの主要部品である電子銃は、当該マグネットシステムの磁場分布を用いて設計されている。新たに製作するITERジャイロトロンは先に製作・性能実証をしてITERに収めたものと同一設計である必要があることから、その設計の前提となっている本マグネットシステムについて相当品は認められない。 ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITERジャイロトロン用7T超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス	v v	グネットシステムを 20 式購入するものである。
電子銃は、当該マグネットシステムの磁場分布を用いて設計されている。新たに製作する ITER ジャイロトロンは先に製作・性能実証をして ITER に収めたものと同一設計である必要があることから、その設計の 前提となっている本マグネットシステムについて相当品は認められない。 ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITER ジャイロトロン用 7T 超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その 設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの 8 機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス	8	本件で購入する 7T 超電導マグネットシステムは、ITER ジャイロトロ
る。新たに製作する ITER ジャイロトロンは先に製作・性能実証をして ITER に収めたものと同一設計である必要があることから、その設計の 前提となっている本マグネットシステムについて相当品は認められない。 ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITER ジャイロトロン用 7T 超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その 設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの 8 機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス	. · · · · ×	ンのために開発したシステムであり、ジャイロトロンの主要部品である
ITER に収めたものと同一設計である必要があることから、その設計の前提となっている本マグネットシステムについて相当品は認められない。 ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITER ジャイロトロン用 7T 超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス	1 1	電子銃は、当該マグネットシステムの磁場分布を用いて設計されてい
前提となっている本マグネットシステムについて相当品は認められない。 ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITER ジャイロトロン用 7T 超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス		る。新たに製作する ITER ジャイロトロンは先に製作・性能実証をして
い。 ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITER ジャイロトロン用 7T 超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス		ITER に収めたものと同一設計である必要があることから、その設計の
ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITER ジャイロトロン用 7T 超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの8機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス	The second secon	前提となっている本マグネットシステムについて相当品は認められな
ロトロン用 7T 超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その 設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの 8 機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理してい る。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス		لا√ _o
設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの 8機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理してい る。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス		ジャパンスーパーコンダクタテクノロジー株式会社は、ITER ジャイ
8 機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理している。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス	Y p	ロトロン用 7T 超電導マグネットシステムの製造メーカーであり、その
る。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス		設計や超電導マグネットの巻き線データは公表しておらず、調達済みの
		8 機の超電導マグネットを含めて製造に関する情報を一元管理してい
ーパーコンダクタテクノロジー株式会社を選定事業者としたい。		る。以上のことから、本件物品を購入可能な唯一の者としてジャパンス
	= 31	ーパーコンダクタテクノロジー株式会社を選定事業者としたい。